

第33回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第4委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(1名)

7番委員	伊藤	照子
------	----	----

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について
議案第4号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
追加議案第1号 農業委員会委員の辞任の同意について
追加議案第2号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について
追加議案第3号 農地利用最適化推進委員の補充について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山	浩文
次 長	野田	稔雄
職 員	塚本	雄二
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第33回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可については、1件の申請がっております。

 なお、案件は、3番委員に関するものですので、議事参与できないことから退席をお願いします。

 － 3番委員の退室－

 では、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 当案件は、土地所有者の〇〇さんは、非農家であり従前から知り合い農家へ耕作を依頼されておりました。今回、耕作を辞めるとの申出があったため、農業委員会へ相談され、地域の推進委員斡旋により申請地隣の耕作をされている〇〇さんとの貸借が整ったものでございます。3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。

 担当の5番委員からお願いします。

5番委員 〇〇さんは、認定農業者でもあり、周辺の耕作もされておりますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地区担当委員の意見でございました。
それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

議長 議案第1号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で許可することに決定いたします。

3番委員の入室をお願いします。

－ 3番委員の入室、着席－

では次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、10件の申請がっております。
なお、6番案件は私に、7番案件は3番委員に関するものですので、議事参与
できないため、それぞれ退席をお願いします。
では、6番、7番を除く案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、貸借されていた〇〇さんが規模縮小のため解約される農地を委員斡旋
により若手の〇〇さんへ貸借されるもので、先月、8筆分の審議を頂いておりま
したが、遠方のため申請が遅れ、この度の審議となったものでございます。

2番から5番までは、規模縮小をされた〇〇さん借受の農地を地域担当の推進
委員調整により、お二人の耕作とすることが整い申請となったものでございます。

8番は、昨年より地域の農業者として始められた〇〇さんが、規模拡大で隣接
する農地を貸借申請となったものでございます。

9番は、〇〇市の認定新規就農者である〇〇さんが、同じ集落の〇〇さんの農
地の一部を貸借申請されるものでございます。農業規模を少しずつ減らし、その
樹園地を若手の〇〇さんへ移行していく予定と伺っております。

10番は、推進機構を通しての売買事業の案件でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)
無いようですので採決に入りますが、一括採決として扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。
議案第2号6番と7番を除く案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で6番と7番を除く案件は許可することに決定いたします。

議長 続いて、7番案件に入りますので、3番委員は退席をお願いします。
－ 3番委員の退室－

議長 では、7番案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
当案件は、昨年11月に期間満了となり自作地へとなっておりましたが、所有者が遠方ということもあり、時間を要したとのことですが、この度、申請があったものでございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、採決に入ります。
7番案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で7番案件は許可することに決定致します。
3番委員の入室をお願いします。
－ 3番委員の入室、着席－
3番委員、許可することに決定しました。

議長 最後に6番案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は2番委員にお願いします。
－ 会長の退室－

2番委員 それでは、会長を代理し、私が議事進行を行います。
6番案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
6番案件は、既に離農された〇〇さんが、平成30年まで耕作されていた土地で、その後管理のみとなっていた農地でございます。この度、昨年から隣を耕作されている会長との貸借が整い、申請となったものでございます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

2番委員 事務局説明が終わりました。
それでは審議に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
6番案件は全員賛成で許可することに決定します。
会長の入室をお願いします。

—会長の入室、着席—

会長案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 続いて議案第3号に進みます。

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては、1件の法人から報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
全ての項目で適と思われる。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明がございました。
皆さんから何か質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
議案第3号について、要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。

全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
続いて、

議案第4号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更について

議長 このことについては大牟田市より農業振興地域の変更2件の意見を求められております。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

整理番号1番は、農地所有者である〇〇さんが、土地処分のため調べ始めたところ農地通路部分を隣に住む〇〇さんの自宅用通路として日常的に利用されていることが判明したため、通路部分を分筆し双方の共有通路として利用との希望から農業振興地域除外の申請となっており、意見を求められているものです。

整理番号2番は、昨年1月に除外申請をした案件ですが、計画変更が生じたため、改めて意見を求められているものです。当初は、敷地拡張となっておりましたが、〇〇交差点側に工場を移設が可能であることが判明し、申請地は駐車場のみの利用に変更となったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。

審議に入ります。

まず、1番について、何かご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入ります。

1番の除外について賛成し、意見は特になしとすることに賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番は除外を認め、意見は特になしとすることに決定します。

議長 次に、2番について、何かご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入ります。

2番の除外について賛成し、意見は特になしとすることに賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で2番の除外を認め、意見は特になしとすることに決定します。

議長 それでは、ここで追加議案が2件ございますので、議案の配布をお願いします。

(議案資料を配付)

議長 では、

追加議案第1号 農業委員会委員の辞任の同意について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

農業委員会委員の1名から辞任願いの提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。

〇〇委員は、冬場になり体調が優れず、2月に運転免許証返納をされたことを機に辞任を決意されたものでございます。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がございました。

この件につきまして皆さんからご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので審議を終わり採決に入ります。

追加議案第1号〇〇委員の辞任に同意する方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成で辞任同意に決定致します。

次に

追加議案第2号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

農地利用最適化推進委員の1名から辞任願いの提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、農業委員会の同意を求めます。

〇〇委員は、病気のため治療を必要とされており、病院での入院治療と自宅療養を4月まで続けることになっておられます。しかしながら、歩行も思わしくな

い状況にあることから委員の任を全うできなく申し訳ないとの思いから辞任を決意されたものでございます。以上です。

議長 　ただ今、事務局から説明がございました。
この件につきまして皆さんからご意見ご質問はございませんか。
（発言者なし）
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
追加議案第2号〇〇推進委員の辞任に同意する方の挙手を求めます。
（全員賛成）
全員賛成で辞任同意に決定致します。

議長 　ここで、さらに追加議案が1件ございますので、事務局、議案の配布をお願いします。
（議案資料を配付）

追加議案第3号 農地利用最適化推進委員の補充について

議長 　追加議案第3号について事務局から説明をお願いします。

事務局 　はい。
農地利用最適化推進委員1名の辞任の同意を頂きました。これに伴い、推進委員1名の補充の取り扱いについて審議を頂くものでございます。
大牟田市の規則において、推進委員の欠員の状況、補欠の推進委員の任期等を考慮し公募を行わないことができるとされております。
もし、補充を行うとした場合、補充委員の任期は残任期間とされております。
そして、手続きは、補充募集の公表、そして、一月間の公募を実施した後、欠格要件の等の調査、その後、総会で審議決定し委嘱状交付となります。このため、既に7月改選の公募が始まっている状況から議案検討会において、補充は実施しない案となり本日の提案となったものでございます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 　皆さんご存じのように7月改選の公募が既に始まっている状況にあります。
辞められた推進委員の区域は、3番委員の区域でもありますので、負担もあるかと思えます。

3番委員 　補充したとしても7月までということですので、残り4か月程頑張れば良いですよ。

議長 　頑張ってくださいということご発言のようです。
他にご意見はございませんか。

9番委員 大牟田市の規則ということですが、全国的にはどうですか。

事務局 はい。公募実施等も必要なので残任期間との関係から補充は行わないことができるものが多いかと思います。

議長 よろしいですか。

9番委員 はい。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので審議を終わり採決に入ります。

追加議案第3号推進委員の欠員補充は行わないことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成で補充は行わないことに決定致します。

議長 以上で審議事項を終わり、報告事項へ入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、所有者が土地処分のため隣接する宅地の〇〇さんへ譲られ、敷地拡張となったものでございます。

2番は、会社の資材置場を探されておりましたが、会社隣りに決定したものでございます。

3番は、保育園地の拡張のための申請でございます。

4番は、駐車場利用のための転用申請でございます。

以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

1番は、規模縮小のための解約であり解約後は〇〇さんが耕作予定のものでございます。

2番は、親子間での貸借でございましたが、子の〇〇さんが離農を決意されたことにより貸借解約のものでございます。なお、その後については父である〇〇さんが探されており、耕作希望者と購入希望者の両方がいらっしゃる模様で、申請書類等をお渡ししたところです。

3番は、貸借希望と内容に誤りがあったため解約後、改めて利用権申請をされてものものです。

以上から、現時点では耕作者がいない空きになる農地はない状況です。

議長 このことについて何か質問はございますか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

報告第3号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

登記地目変更が目的でございます。以上です。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので、報告3号を終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。

これをもちまして第33回農業委員会総会を終了いたします。

— 閉会 —

以上